

事業用太陽光発電所売買 (セカンダリー取引) マッチング事業者紹介について

2025年10月

JPEA事務局

- 太陽光発電所のセカンダリー取引は、FIT制度における様々な状況変化から、今後一層増加が見込まれます。
- 国は太陽光発電所の長期安定電源化、なかでも低圧の太陽光発電所の集約化に向け、関係各機関のアクションプランを定めて、実施推進中です。そのなかで、事業者団体に対しては、「事業の売り手と買い手のマッチングを促進するための機能の提供」をアクションプランとして求めています。（次ページ参照）
- JPEAはこの要請を受け、長期安定電源化と低圧太陽光の集約化を進めることを目的に、マッチングの推進によりセカンダリー取引の活性化を図り、国の要請に応える方針です。
- その方法について昨年来各所と打合せを行ってきた結果、既に複数の事業者がマッチングを事業として開始していることから、**JPEA自身は機能を提供するのではなく、適切な事業者（ここでは「マッチング事業者」と記載）をご紹介しますことと致します。**
- JPEAとしては、ご紹介の際に、一定の要件を満たす仲介事業者様に登録頂くことをお願いしたいと考えております。

長期安定電源化に向けた関係プレイヤーのアクション（案）（3／7）

事業者団体（続）

具体的なアクション（案）

【再エネ発電事業者の行動変容の促進等】

- ① **事業の現所有者が、調達期間/交付期間終了後の事業継続に向けて、明確な方針を策定**できるよう、次の取組を行う。
 - ・ 事業を自己診断するためのチェックリスト（例：太陽光発電協会「地域との共生・共創のための太陽光発電所チェックリスト」）等について、**事業者の具体的な方針策定に繋がるよう必要な改善**を行う。【2024年度中】
 - ・ **現所有者の計画立案に資する情報**（例：再エネ発電設備の廃棄義務、適用される関係法令等、FIT卒業後の売電先の選定や発電計画の策定/蓄電池の活用等に関する情報等）**をHP等において公表**する。【適時】
 - ② **事業の集約先（買い手）が、長期安定的に事業を継続できるよう、成功事例の分析・横展開などのビジネスモデルの確立に資する情報発信**を行う。【適時】
 - ③ **事業の売却を検討する事業者から、事業に関する情報（設備・土地の詳細等）を収集し、事業者団体のHP等に掲載するなど、事業者のニーズと実態を踏まえた上で、事業の売り手と買い手のマッチングを促進するための機能を提供**する。【適時】
 - ④ **太陽光発電協会「太陽光発電事業の評価ガイド」について、事業評価者や民間金融機関/保険事業者の意見を踏まえつつ、事業リスク（災害・盗難等）を踏まえた事業者の適切な保険加入や、事業集約の場面における事業評価に資するものとなるよう、必要な具体化・精緻化を図る。**【適時】
- ##### 【評価人材の育成】
- ⑤ **太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」をはじめとする評価技術者制度について、既設設備の定期点検や、事業集約時のDD等を行う十分な人材を確保**するため、**評価技術者としての資格を有する者の増員**を目指す。【今後具体的な目標を定めて増員を目指す】
 - ⑥ 太陽光発電協会「太陽光発電事業評価技術者制度」の評価技術者について、**評価実績（件数）に応じたバッジ制度を導入するとともに、評価技術者の専門性**（例：権限・法令／土木・構造／発電設備等）**を可視化**することで、**評価の質と信頼性を確保**する。【適時】

HPへの掲載事項

- ① 会社名、サービス名（あれば）
- ② 取引サービス対象の電圧階級（低圧、高圧、特高）
- ③ 取引形態（仲介、買取、その他）
- ④ 買取などのオプションサービスの有無（点検修理サービス、点検修理紹介）
- ⑤ サービスエリア（電力会社別）
- ⑥ 特徴など
- ⑦ 問い合わせ先（部署名、電話番号、メールアドレス）
- ⑧ サービスのHPのURL

登録要件

1. 財務状況(破産法/会社更生法/民事再生法、銀行取引停止処分/不渡手形がない、債務超過でない)
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の対象でない。
3. 取引時に買い手への説明が以下の項目を含むこと、また書面によってなされていること。
 - ① 事業のための権原に関する説明
 - ② 関係法令遵守状況に関する説明
 - ③ 土木・構造物に関する説明
 - ④ 発電設備に関する説明
 - ⑤ 発電実績に関する説明
 - ⑥ 保守点検記録に関する説明
 - ⑦ ハザードに関する説明
 - ⑧ 保険に関する説明
 - ⑨ 維持管理に関して今後実施すべき内容の説明（業者選定含む）
 - ⑩ 買取期間・交付期間終了後の売電に関する説明、収支シミュレーション
 - ⑪ 地域共生の状況に関する説明（説明会の実施実績や地域住民からのクレームの有無等）
4. 不動産（土地や建物）の売買を伴う場合は、その資格をもつものが説明を行うこと。
5. 申請書式に従い、JPEAが必須として求める情報を記載すること。

参考情報

1. 取引案件の調査や説明に関する資格者・体制
2. 取引成約実績件数

※ これらの情報はJPEAにて適切に管理・保管し、外部公開は致しません。

